

美作市監査委員告示第4号

平成26年12月8日付け美作監査第105号で提出した東栗倉工房株式会社の監査結果の報告（以下監査結果という）に対し、措置をした旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定によりこれを公表する。

なお、本通知については、監査結果に対して一部措置したものであり、監査結果の第7の一「美作市に対する意見」で改善を求めた事項及び無効・違法支出行為責任者の措置については措置報告がないものと判断する。

平成28年12月26日

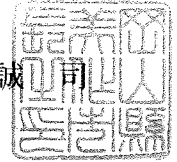
美作市監査委員	窪	田	功
同上	高	田	修平
同上	松	本	妙子
同上	安	本	博則

美作総務第 246 号

平成28年12月14日

美作市監査委員 窪 田 功 様
美作市監査委員 高 田 修 平 様
美作市監査委員 松 本 妙 子 様
美作市監査委員 安 本 博 則 様

美作市長 萩 原 誠



東栗倉工房株式会社の監査結果に対する措置について（通知）

平成26年12月8日付美作監査第105号で美作市監査委員から報告及び意見のありました東栗倉工房株式会社の監査結果について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



1 問題解決手法の選択

当該監査結果の報告を受け、東栗倉地域への悪影響を回避するために今回の出資を行ったという当初の公益的な目的を達成するために最善な方法は何かということを加味して内容を検討した結果、建物等の財産を処分し現金化されることを回避することが重要な要件として考えられることから最も確実な出資金の回収手段である不当利得返還請求による方法により対応することとした。

東栗倉工房株式会社への 4,500 万円の出資は、これまでの累積赤字を含むなど具体的な必要経費の積算がなされておらず、実際の残金や資産の状況からも過大に見込まれた積算根拠であり、当該支出は無効なものであることが認められるものと判断した。

そして、顧問弁護士以外の中立的な立場の第三者の弁護士を交えて、公正中立な内容により当該問題の解決を図るため、行政仲裁センター岡山において東栗倉工房株式会社と協議を行うこととした。

2 美作市の主張

美作市が出資した 4,500 万円は、単に清算時に見込まれる赤字額を補てんするためのものとして積算されているが、これまでに膨れた累積赤字をも含んだ内容となっている。また、具体的な必要経費の積算がなされておらず、実際には現在 19,203,663 円の残余金が発生していることから、過大に見込まれた積算根拠であり、無効な支出である。ただし、平成 25 年 5 月 15 日と同年 6 月 20 日に美作市と勝英農業協同組合とで、東栗倉工房株式会社が勝英農業協同組合から借り入れる合計 2,000 万円の損失補償契約を締結したが、東栗倉工房株式会社が償還できない場合、美作市がその損失を補償するものであるから、美作市が出資した 4,500 万円を原資として全額返済したことについては、その必要性が認められる。よって、損失補償契約に係る 2,000 万円を除く 2,500 万円については、法律上の原因を欠く利得であり、美作市は、東栗倉工房株式会社に対し、不当利得返還請求権に基づき 2,500 万円の支払を求めた。

また、東栗倉工房株式会社代表精算人が自己の立替金 600 万円を回収していることに違法性がないか指摘をした。

3 仲裁人弁護士の意見

本件出資の違法性については、会社の倒産、廃業による地域への悪影響を回避し、事業を第三者に円滑に承継させる形で存続させるために、会社の清算に必要な資金を支出するという枠組み自体は公益性を有していたと判断される。

しかし、清算に必要な資金を超える部分の出資は無効というべきであり、それに相当する金額につき、市は不当利得返還請求権を有する。

仮に市が 2,500 万円相当の不当利得返還請求権を有するとしても、会社は現金で返済しきれない相当額については、返済することができるだけの資産を保有しているものと認められ、さらに残余財産の分配も可能性として考えられるところである。

会社の代表清算人は、当該出資金から自らが立て替えていた 600 万円を回収しているが、この出捐は会社にとって不可欠なものであり、この全額につき、当然、立替金返還請求権は認められる。市の債権の回収に支障が生じないと認められる以上、敢えてこの 600 万円まで返済原資に組み入れる必要はないと考える。

結論としては、会社は、現時点でも相当額の資産を保有するものであり、市はこれから回収を図るべきである。会社がこれらの資産を換価して市に支払をするのが通常形であるが、本件では会社の清算も市の主導で実施されており、新会社との関係においても市が間に入っている等の事情からすれば、市に返還すべき金員に代えて、会社の有する債権、建物、機械等の資産の一切を市に譲渡し、清算終了にもっていくことも考えられる。

4 確認内容

美作市と東栗倉工房株式会社は、平成 28 年 6 月 21 日付けで、次のとおり不当利得返還について、その内容を確認した。

美作市が東栗倉工房に出資した 4,500 万円のうち 2,500 万円の出資は、東栗倉工房株式会社の精算に必要な資金を超える出資であるから公益性を欠く違法無効な出資であり、東栗倉工房株式会社は、美作市に対し、2,500 万円の不当利得返還義務を負うことを確認する。

東栗倉工房株式会社は、美作市に対して、①現金 1,570 万円、②代物弁済 930 万円（土地、車両及び建物）により不当利得金を返還する。

5 役員等の責任追及

取締役は、会社に対しその任務を怠ったことにより生じた損害を会社に賠償する義務を負う。取締役の任務懈怠は、会社に対する善管注意義務・忠実義務違反とされている。また、一方で、通常の業務執行行為は、取締役の裁量で行われるが、取締役には経営判断上の裁量が広く認められており、その裁量を逸脱しない限りにおいて、その経営判断により事後的・結果的に会社に損害を生じさせたとしても取締役は必ずしも責任は問われないという原則（経営判断原則）がある。

この点を踏まえ、各役員の法的な責任追及の可否について、論点ごとに顧問弁護士と協議を行ったところ、役員等の注意義務違反があったとまではいえず、仮に注意義務違反が認められたとしてもそれによる損害が特定できないため、違法性を問うことはできないとの結論に至った。

6 対応結果

美作市が主張するとおり東粟倉工房株式会社から 2,500 万円の不当利得金が返還されたことにより、美作市の被った損害は回復したものと見える。

よって、この問題の対応はこれで終結したものである。

なお、平成 28 年 8 月 23 日に臨時株主総会が開催され、持ち株割合に応じ残余財産の分配が行われ、東粟倉工房株式会社の清算が終了し、平成 28 年 9 月 6 日開催の美作市議会定例会において報告を行った。